

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、経営の透明性が高く、社会環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立が重要施策と考え、経営の意思決定機能と業務執行の分離および責任の明確化を図る観点から執行役員制を導入しております。

これは、執行役員による迅速な業務執行と社外取締役1名を含む取締役会による適正な意思決定および監督を行うとともに、社外監査役4名で構成される監査役会による経営への牽制機能を備える体制であり、経営の迅速性・公正性・透明性が確保されるとの判断から採用しているものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日清製粉株式会社	281,200	20.33
中西 英一郎	243,200	17.58
有限会社ジェイエフ企画	163,984	11.85
株式会社日清製粉グループ本社	69,200	5.00
日本ロジテム従業員持株会	44,828	3.24
黒岩 千代	25,700	1.86
株式会社みずほ銀行	14,000	1.01
株式会社商工組合中央金庫	11,000	0.80
株式会社三菱UFJ銀行	10,000	0.72
東京海上日動火災保険株式会社	10,000	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

大株主の状況のうち、中西英一郎氏(当社前代表取締役会長)は平成30年3月7日に逝去いたしました。名義変更手続きが未了のため、平成30年3月31日現在の株主名簿上の名義に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社のその他の関係会社である日清製粉株式会社は、その持株会社である株式会社日清製粉グループ本社とともに、当社の株式を25.3%保有しております。同グループからは、非常勤取締役、非常勤監査役が各1名兼任しております。また、当社は日清製粉株式会社を含む株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。

なお、当社は同グループからの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、価格交渉力を有するなど、一定の独立性が確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
滝原 賢二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝原 賢二		滝原賢二氏は、当社のその他の関係会社である株式会社日清製粉グループ本社の取締役であり同社の子会社である日清製粉株式会社の取締役であります。当社は日清製粉株式会社を含む株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。また、株式会社日清製粉グループ本社は、日清製粉株式会社とともに、当社の議決権の25.63%を保有する資本的関係にあります。	企業役員としての幅広い知識・経験を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、四半期決算時および事業年度末時に会計監査人である新日本有限責任監査法人より、監査結果等の詳細な説明が行われております。また、定時株主総会后、速やかに当年度の監査計画について詳細な打合せを行っております。
 監査役は内部監査部門(内部監査室)が行う全部門およびグループ各社を対象とした内部監査に同行し、その結果を聴取もしくは自ら往査し、問題点の共有を図るなど、効率的かつ効果的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田 誠一郎	他の会社の出身者													
松浦 康治	弁護士													
石井 幸男	その他													
草野 考弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 誠一郎		上田誠一郎氏は、当社の取引先である株式会社オカムラサポートアンドサービスの取締役でありました。当社は同社の親会社である株式会社オカムラおよび株式会社オカムラサポートアンドサービスを含む株式会社オカムラの子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係がありますが、取引の規模等に照らして、当社の主要な取引先には該当いたしません。	製造業の企画部門、物流部門の経験および管理部門担当役員としての知識・経験を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。 (独立役員の指定理由) 独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断したため、独立役員として指定しております。

松浦 康治	松浦康治氏は、柏木総合法律事務所の代表弁護士(共同代表)であります。当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。	弁護士としての専門的な知識・経験を有していることから、当社の経営判断において法律面からの助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。
石井 幸男	(適合項目はありません。)	行政機関および鉄道会社の経営における豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。 (独立役員の指定理由) 独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断したため、独立役員として指定しております。
草野 考弘	草野考弘氏は、当社のその他の関係会社である株式会社日清製粉グループ本社の監査役付主査であり、同社の子会社である日清フーズ株式会社および日清ファルマ株式会社等の監査役を兼務しております。当社は日清フーズ株式会社および日清ファルマ株式会社を含む株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。また、株式会社日清製粉グループ本社は、その子会社である日清製粉株式会社とともに、当社の議決権の25.63%を所有する資本的関係にあります。	株式会社日清製粉グループ本社法務部門および監査部門における知識・経験を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減にて、当該取締役の業績に報いる対応をとっています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、社外取締役を除く取締役の総額を開示し、社外取締役については社外監査役を含めた社外役員の総額を開示しております。また、事業報告において、取締役の総額を開示し、社外取締役を内書きとして開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役会事務局として秘書課および内部監査室が窓口として対応しております。重要な情報については、必要な都度、代表取締役社長が直接社外取締役・監査役に対し報告・説明をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行の方法

平成30年6月28日現在、取締役会は9名の取締役によって構成されており、うち1名は社外取締役であります。当社は、執行役員制を導入しており、常勤の取締役8名のうち社長を除く7名が常務執行役員、上席執行役員となっております。また、この他に上席執行役員4名と執行役員5名を選任しており、これらのメンバーにより、業務執行を行っております。

取締役会は原則として毎月1回開催し、実効性のある経営判断および監督の体制を整えております。

2. 監査監督の方法

(1) 内部監査

社長直轄の内部監査室(2名)が担当しております。内部監査室は期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果は、経営トップマネジメントに報告しております。なお、監査計画の立案および監査の実施に関しましては、必要に応じ監査役および会計監査人との調整を行い、円滑な内部監査の実施に努めております。

(2) 監査役監査

常勤監査役(1名)および非常勤監査役(3名)で実施しております。各監査役は取締役会に常時出席しているほか、常勤監査役は社内の重要な会議にも積極的に参加することにより、経営の実態を適時把握し、監査できる体制となっております。

(3) 会計監査

会計監査人については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

3. コンプライアンスを徹底する企業文化確立のための施策

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、定期的に行われる所長会議、国内関連会議、国際関連会議、ISOリーダー研修会等にてその内容の周知徹底を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員による迅速な業務執行と社外取締役1名を含む取締役会による適正な意思決定および監督を行いつつ、社外監査役4名から成る監査役会により経営への牽制機能を備え、経営の迅速性・公正性・透明性が確保されているとの判断によるものであります。なお、当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、代表取締役社長が直接説明を行う説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信(四半期決算短信を含む)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)、株主向け報告書、アナリスト向け説明会資料等を自社ホームページ(http://www.logitem.co.jp)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IR業務を担当する部署として総合企画課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「物流の未来を見つめ、物流に関わるすべての事業の創造に挑戦します」「お客様の期待に応じて信頼を築き、豊かな社会の創造に貢献します」「社員の創意を活かし、仕事の喜びと心豊かな生活の創造を目指します」を基本理念としております。 この理念に基づき、当社グループの総力を結集して品質の高い物流サービスを提供し、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様の期待に応じて、企業価値を高める努力を続けてまいります。また、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスの強化に努め、経営品質を高めて社会の発展に貢献することを目指してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に対する取り組みといたしましては、現在、当社の本社で認証取得しておりますISO 14001に加え、営業所レベルにおきましては、国土交通省の推奨しております「グリーン経営認証」の取得に取り組んでおります。また、事業用車両に装備したデジタル式運行管理機器のさらなる活用により、運行の安全性向上およびエコドライブを一層推進してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は定款に定める目的の事業(貨物自動車運送事業、倉庫業、その他事業)等広範な事業領域において、本社および各事業所ならびにグループ各社が一致協力し、「日本一信頼される企業グループ」を目指して日々品質・サービスの向上、環境・安全への積極的な取り組みを行っておりますが、事業の特性から順守すべき多くの法令と、対応すべき損失の危険(以下、「リスク」とします。)も多数存在しており、「内部統制システム」を整備・構築し運用することが経営上の重要な課題であると認識しております。このため会社法および関係法令の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」(以下、「本方針」とします。)を決定し、もって業務の有効性、効率性および適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげてまいります。

なお、本方針は日本ロジテム株式会社およびグループ各社の全ての役員(取締役、監査役)および従業員(執行役員、社員、嘱託社員、臨時社員、派遣社員)に適用されます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) コンプライアンス委員会を設置し、各部門長が定期的に法令・定款の順守状況を報告・確認します。
- (2) コンプライアンス・マニュアルを制定し、その内容について全役員および全従業員に対し周知徹底を図り、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- (3) コンプライアンス・マニュアルは、内部者通報制度を含むものとし、その実効性を確保します。
- (4) 社長直轄の内部監査部門(内部監査室)を設置し、全部門およびグループ各社を対象に計画的に内部監査を実施し、法令・定款の順守状況の確認を含めた内部牽制を行うとともに、財務報告に係る内部統制についても金融商品取引法に基づき構築、運用、評価、改善等を行います。
- (5) 反社会的勢力に対しては、顧問弁護士、警察関連機関等と連携し、総務部を中心として組織的に対応することにより、断固たる態度で一切の関係を遮断・排除します。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制について

重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する規程(稟議規程、文書管理規程)を制定し、これに従って情報の保存・管理を適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制について

グループ全体の危機管理体制を明確化するため、リスクマネジメント規程およびクライシスコントロール規程を定めるとともに、必要に応じて開催されるリスクマネジメント委員会が当社グループの事業の適正な運営を阻害するリスクの洗い出しから分析・評価を行い、適切な対策を講じます。また、緊急事態が発生した場合には、クライシスコントロール規程に定められた報告ルートに則し、代表取締役社長に報告され、迅速に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 執行役員制を導入し、意思決定機能と業務執行の分離を図ることにより、意思決定の迅速化、経営の効率化、責任の明確化を図ります。
- (2) 職務権限規程および業務分掌規程を整備し、執行役員以下の従業員に対する指揮命令関係を通じた効率的な業務執行を確保します。
- (3) 中期経営計画および年度予算を策定し、会社として達成すべき目標を部門ごとに明確化するとともに、各部門長はその進捗状況について取締役会に報告します。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) グループ子会社等を総括的に管理するため「関連企業課」「国際事業課」を設置し、定期的開催する「国内関連会議」「国際関連会議」において各社から業務執行状況の報告を受けるとともに、各社が開催する取締役会に当社幹部が出席し、必要な助言・指導を行います。
- (2) 関係会社管理規程および関係会社職務権限基準表を定め、グループ子会社等の業務を適切に管理します。
- (3) 日本ロジテムグループのコンプライアンス・マニュアルを制定し、その内容についてグループ子会社等の全役員および全従業員に対し周知徹底を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制について

- (1) 監査役を補助すべき従業員として、内部監査部門(内部監査室)がその任にあたるものとします。
- (2) 監査役がその他の部門の従業員に補助を求めたときは、会社は適任者を指定し、監査役の補助に専念させるものとします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 監査役を補助すべき従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (2) 監査役の補助業務は監査役の指示によって行うものとします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- (1) 監査役は取締役会に常時出席し、社内の重要会議(経営会議、国内関連会議、国際関連会議、部長会議、所長会議等)にも参加するほか、重要決裁文書の回付などにより、当社およびグループ各社の経営の実態およびリスク管理状況について適時把握し、必要な報告を受けるものとします。
- (2) 内部通報制度により通報された情報は、監査役に報告するものとします。
- (3) 監査役会は毎事業年度末に各取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めるものとします。
- (4) 本号に定める報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。

9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 監査役は内部監査部門(内部監査室)が行う全部門およびグループ各社を対象とした内部監査の結果を聴取し、問題点の共有を図るなど、実効的かつ効率的な監査を行います。
- (2) 監査役は会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施します。
- (3) 監査役が職務の執行について生ずる費用は、あらかじめ一定額の予算を確保し、常勤監査役または監査役会からの請求により、これを処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、顧問弁護士、警察関連機関等と連携し、総務部を中心として組織的に対応することにより、断固たる態度で一切の関係を遮断・排除します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報開示

決定事実に関する情報につきましては、取締役会の承認をもって開示することとなっております。当社の取締役会(原則月1回以上および必要に応じ随時開催)は、取締役9名(うち社外取締役1名)で構成されており、事業の方針、法令で定められた事項およびその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行っております。

2. 発生事実に関する情報開示

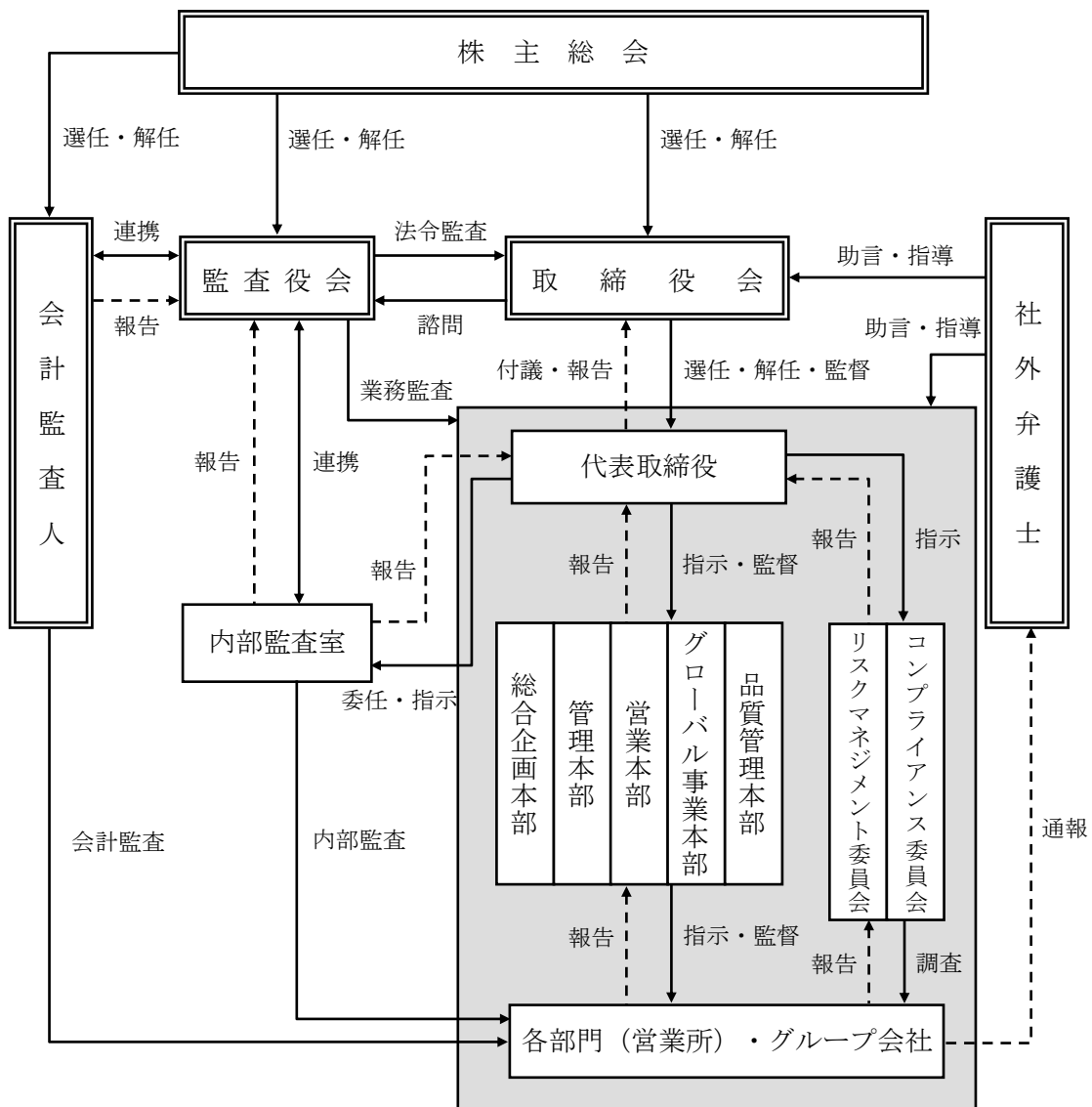
発生事実に関する情報につきましては、所管部署、各グループ会社の情報管理責任者から統括する本部に情報が集約され、適時開示が必要であるかどうか情報取扱責任者を含め検討し、取締役会に報告され、その承認を経て開示しております。

3. 決算に関する情報開示

決算に関する情報につきましては、経理部が決算財務関連書類を作成し、有価証券報告書、四半期報告書および決算短信(四半期決算短信を含む)の決算情報については、会計監査人の確認後、取締役会の承認を経たうえで適時開示を行うこととしております。

なお、当社は監査役制度を採用しており、各監査役は取締役会に出席しております。また従前より代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設け、当社のすべての営業所および各グループ会社を対象とした監査を実施するなど、内部牽制を図っております。上記の会社情報は、対外開示と同時に全ての取締役、監査役、各営業所、各グループ会社の事業責任者等へ社内イントラネットもしくは電子メールにより報告・連絡されており、また、当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しております。

コーポレート・ガバナンス体制図（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

